

令和4年度
国民健康保険料率（案）

保 險 料 需 要 額

(単位:円)

	予算額	基盤安定額 (軽減分)	収納率(見込)	保険料需要額
医療分	488,668,000	85,039,000	92.0%	623,594,565
後期高齢者支援金分	239,653,000	43,445,000		307,715,217
介護分	83,102,000	13,091,000円		104,557,609
合計	811,423,000	141,575,000		1,035,867,391

保 險 料 按 分 率

(単位:円)

	所得割	均等割	平等割
条例上	50%	32%	18%
医療分	311,797,283	199,550,261	112,247,022
後期高齢者支援金分	153,857,609	98,468,870	55,388,739
介護分	52,278,804	33,458,435	18,820,370

被 保 険 者 数 ・ 世 帯 数

			令和4年度 本算定時(見込)	令和3年度 本算定時	増減
医療分 後期高齢者 支援金分	被保険者数	一般	9,568人	10,091人	△523人
		退職	0人	0人	0人
		全体	9,568人	10,091人	△523人
	世帯数	一般	6,201世帯	6,453世帯	△252世帯
		退職	0世帯	0世帯	0世帯
		全体	6,201世帯	6,453世帯	△252世帯
介護分	被保険者数	一般	3,032人	3,029人	3人
		退職	0人	0人	0人
		全体	3,032人	3,029人	3人
	世帯数	一般	2,606世帯	2,591世帯	15世帯
		退職	0世帯	0世帯	0世帯
		全体	2,606世帯	2,591世帯	15世帯

料 率 (案) 比 較

令和4年度 料率(案)

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		4.90%	20,900円	19,500円
	前年比	△0.20 ^割	400円	△500円
後期高齢者支援金分		2.60%	10,300円	9,600円
	前年比	△0.10 ^割	△200円	△400円
介護分		2.40%	11,000円	7,300円
	前年比	0.20 ^割	0円	100円

令和3年度 料率

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		5.10%	20,500円	20,000円
支援分		2.70%	10,500円	10,000円
介護分		2.20%	11,000円	7,200円

標準保険料率

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		6.35%	26,727円	23,845円
支援分		2.42%	9,564円	8,532円
介護分		2.48%	11,805円	8,115円

保険料算定基礎額の求め方

(歳入)

県支出金		3,367,143,000円
一般会計 繰入金	基盤安定繰入金(支援分)	73,338,000円
	職員給与費等繰入金	86,933,000円
	出産育児一時金繰入金	11,200,000円
	財政安定化支援事業繰入金	14,114,000円
	その他繰入金	26,992,000円
基金繰入金		260,000,000円
その他歳入		51,880,000円
計 (a)		3,891,600,000円

(歳出)

保険給付費	3,333,457,000円
事業費納付金	1,357,932,000円
保健事業費	51,373,000円
その他歳出	101,836,000円
計 (b)	4,844,598,000円

保険料算定基礎額 (b-a)		952,998,000円
内訳	医療分	573,707,000円
	支援金分	283,098,000円
	介護分	96,193,000円

料率の決め方の基本的な仕組み

歳出 納付金など支払わなければならない金額 4,844,598,000円	-	歳入 国や県の負担金,繰入金等 保険料以外の収入金額 3,891,600,000円	=	保険料算定基礎額 952,998,000円															
保険料算定基礎額 952,998,000円	÷	収納率の見込み 92.0%	=	保険料需要額 1,035,867,391円															
↓																			
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px;"> 保険料需要額 1,035,867,391円 </div> </td> <td style="width: 5%; text-align: center; border: none;">×</td> <td style="width: 25%; border: none;"> 所得割の按分率 50/100 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; border: none;">=</td> <td style="width: 35%; border: none;"> 所得割の最低需要額 517,933,696円 </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="text-align: center; border: none;">×</td> <td style="border: none;"> 均等割の按分率 32/100 </td> <td style="text-align: center; border: none;">=</td> <td style="border: none;"> 均等割の最低需要額 331,477,565円 </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="text-align: center; border: none;">×</td> <td style="border: none;"> 平等割の按分率 18/100 </td> <td style="text-align: center; border: none;">=</td> <td style="border: none;"> 平等割の最低需要額 186,456,130円 </td> </tr> </table>					<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px;"> 保険料需要額 1,035,867,391円 </div>	×	所得割の按分率 50/100	=	所得割の最低需要額 517,933,696円		×	均等割の按分率 32/100	=	均等割の最低需要額 331,477,565円		×	平等割の按分率 18/100	=	平等割の最低需要額 186,456,130円
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px;"> 保険料需要額 1,035,867,391円 </div>	×	所得割の按分率 50/100	=	所得割の最低需要額 517,933,696円															
	×	均等割の按分率 32/100	=	均等割の最低需要額 331,477,565円															
	×	平等割の按分率 18/100	=	平等割の最低需要額 186,456,130円															

「医療分の算出イメージ」

加入者の所得総額 7,006,160,949円	×	所得割の料率 4.90%	=	所得割の総額 343,301,887円
所得割の総額 343,301,887円	-	限度超過額 30,287,928円	=	所得割の収納見込額(ア) 313,013,959円
被保険者数 9,568人	×	均等割の金額 20,900円	=	均等割の収納見込額(イ) 199,971,200円
加入世帯数 6,201世帯	×	平等割の金額 19,500円	=	平等割の総額 120,919,500円
平等割の総額 120,919,500円	-	特定世帯(※)に関する 軽減額 2,286,375円	=	平等割の収納見込額(ウ) 118,633,125円

「収納見込額と需要額の比較」

保険料収納見込額(医療分) (ア)+(イ)+(ウ) 631,618,284円	>	保険料需要額(医療分) 623,594,565円
保険料収納見込額(支援金分) 312,487,468円	>	保険料需要額(支援金分) 307,715,217円
保険料収納見込額(介護分) 107,015,771円	>	保険料需要額(介護分) 104,557,609円
保険料収納見込額(合計) 1,051,121,523円	>	保険料需要額(合計) 1,035,867,391円

※特定世帯:同一世帯に属する国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度に該当して移行したために、国民健康保険の加入者が1人になってしまった世帯

国民健康保険料試算(ケース別)

ケース1：4人世帯(夫婦40歳以上、小学生2人) 妻子は扶養

		令和3年度	令和4年度	
給与収入	3,700,000円	医療分	208,590円	
給与所得	2,520,000円	支援金分	108,430円	
世帯人数	4人	介護分	75,180円	前年比
(介護該当)	2人	合計	392,200円	△ 2,090円

ケース2：4人世帯(夫婦39歳以下、未就学児2人) 妻子は扶養

		令和3年度	令和4年度	
給与収入	3,700,000円	医療分	208,590円	
給与所得	2,520,000円	支援金分	108,430円	
世帯人数	4人	介護分	0円	前年比
未就学児	2人	合計	317,020円	△ 37,570円

ケース3：2人世帯(夫婦) 2割軽減該当

		令和3年度	令和4年度	
給与収入	2,090,000円	医療分	97,330円	
給与所得	1,381,600円	支援金分	50,490円	
世帯人数	2人	介護分	35,490円	前年比
(介護該当)	1人	合計	183,310円	△ 1,280円

ケース4：1人世帯 7割軽減該当

		令和3年度	令和4年度	
給与収入	970,000円	医療分	12,150円	
給与所得	420,000円	支援金分	6,150円	
世帯人数	1人	介護分	5,460円	前年比
(介護該当)	1人	合計	23,760円	△ 180円

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料の
減免取扱要綱の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料の減免取扱要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(対象世帯)</p> <p>第2条 この要綱による減免の対象となる世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の当該年(減免の対象とする<u>保険料</u>の納期が<u>令和3年3月31日までのものは令和2年、令和3年4月1日以降令和4年3月31日までのものは令和3年。以下、同じ。</u>)の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる世帯であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(対象世帯)</p> <p>第2条 この要綱による減免の対象となる世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の当該年(減免の対象とする<u>国民健康保険料</u>の納期が<u>令和4年3月31日までのものは令和3年、令和4年4月1日以降令和5年3月31日までのものは令和4年。以下同じ。</u>)の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる世帯であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>～略～</p>
<p>(対象賦課年度)</p> <p>第4条 減免の対象とする国民健康保険料は、<u>令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)</u>が到来する<u>令和元年度分から令和3年度分までの国民健康保険料</u>とする。ただし、資格喪失日から14日以内に加入<u>手続き</u>が行われなかったことにより本来<u>令和2年1月分以前</u>の国民健康保険料の納期限が<u>令和2年2月1日以後</u>に到来するときは、<u>令和2年1月分以前</u>の国民健康保険料については、減免の対象としない。</p> <p>～略～</p>	<p>(対象賦課年度)</p> <p>第4条 減免の対象とする国民健康保険料は、<u>令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)</u>が到来する<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の国民健康保険料とする。ただし、資格喪失日から14日以内に加入<u>手続き</u>が行われなかったことにより本来<u>令和3年3月分以前</u>の国民健康保険料の納期限が<u>令和3年4月1日以後</u>に到来するときは、<u>令和3年3月分以前</u>の国民健康保険料については、減免の対象としない。</p> <p>～略～</p>
	<p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和3年度及び令和4年度の国民健康保険料において適用することとする。</u></p>



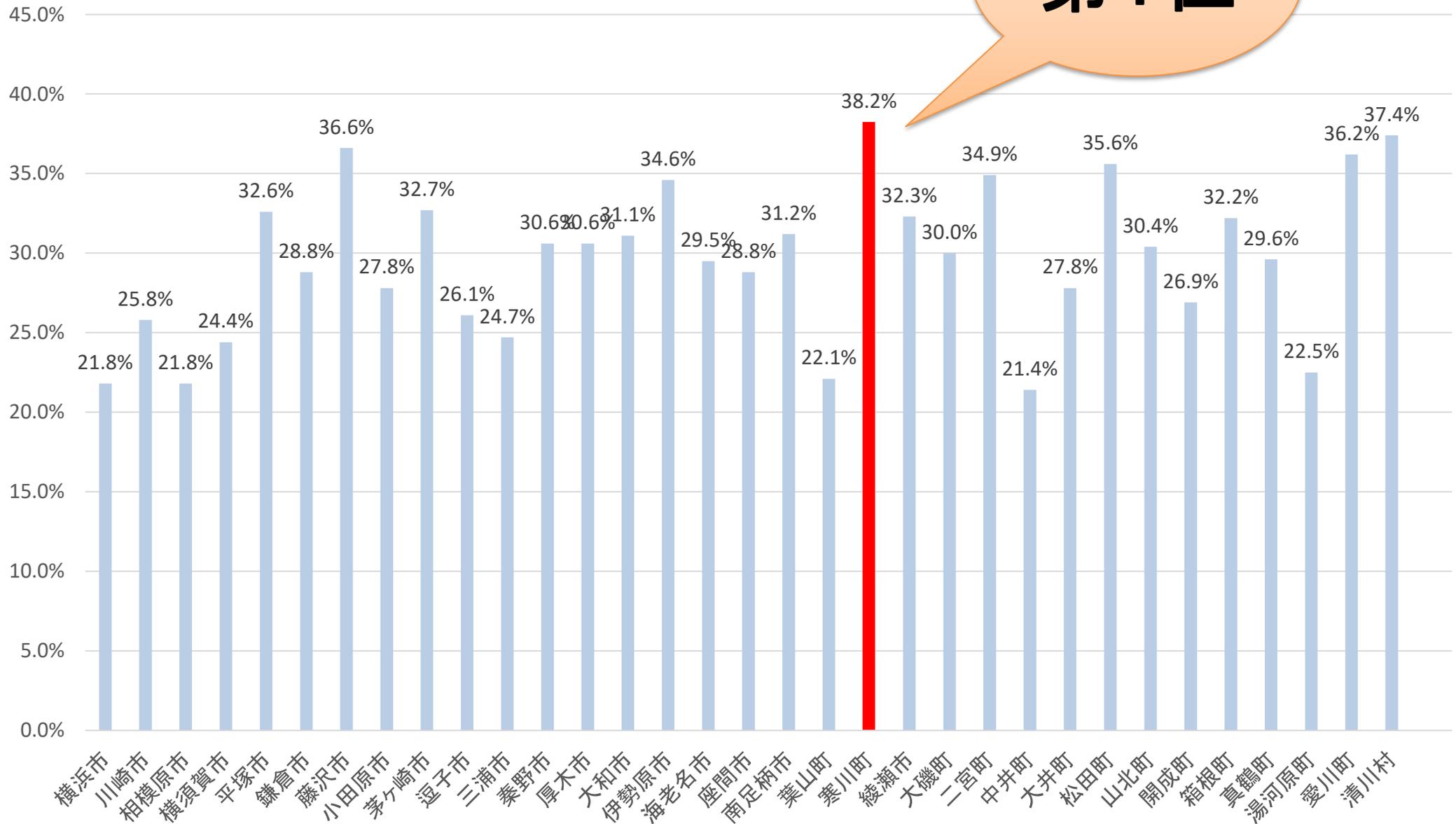
保健事業について

2022/5/26



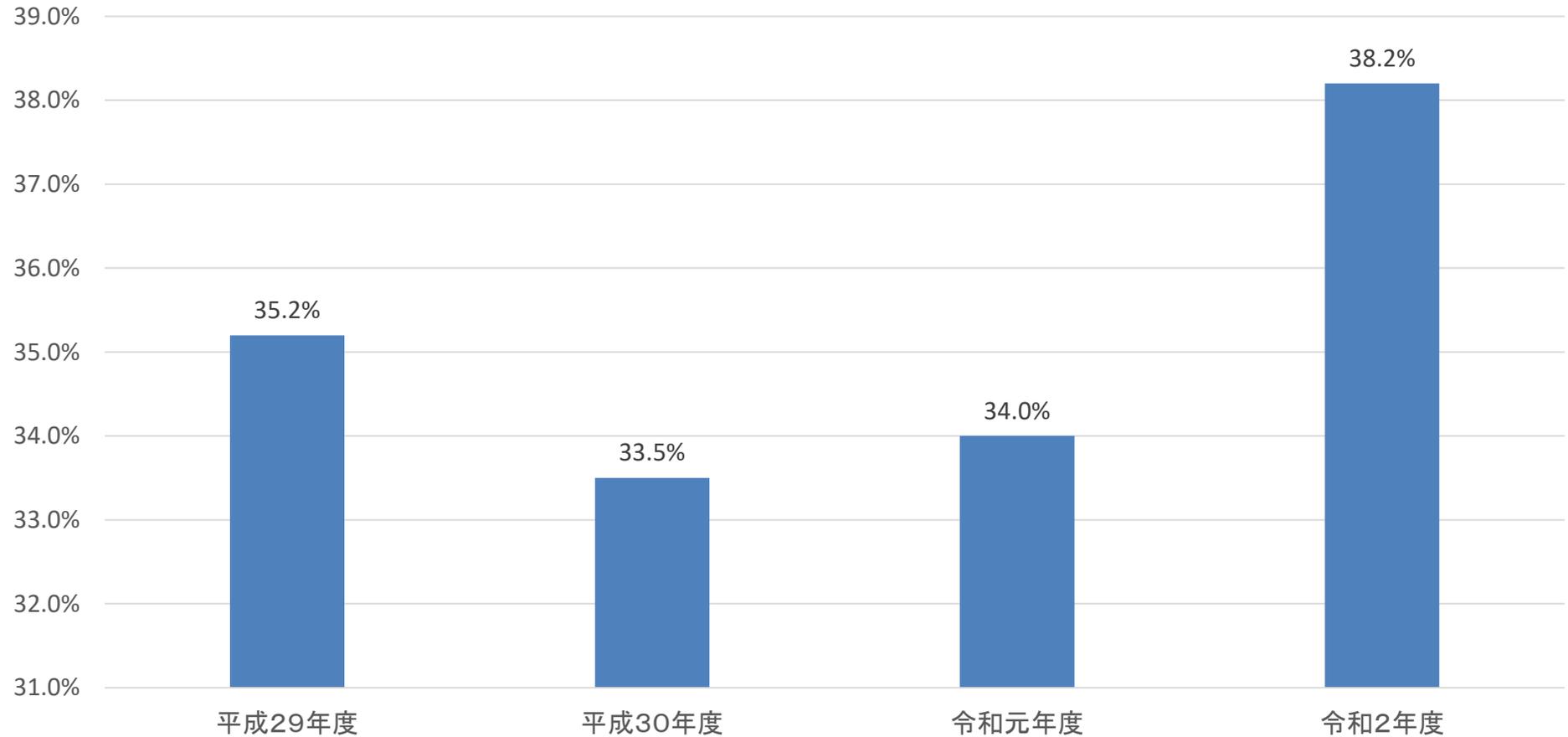
令和2年度特定健診受診率

第1位



寒川町特定健診受診率

特定健診受診率



令和2年度受診率向上の理由

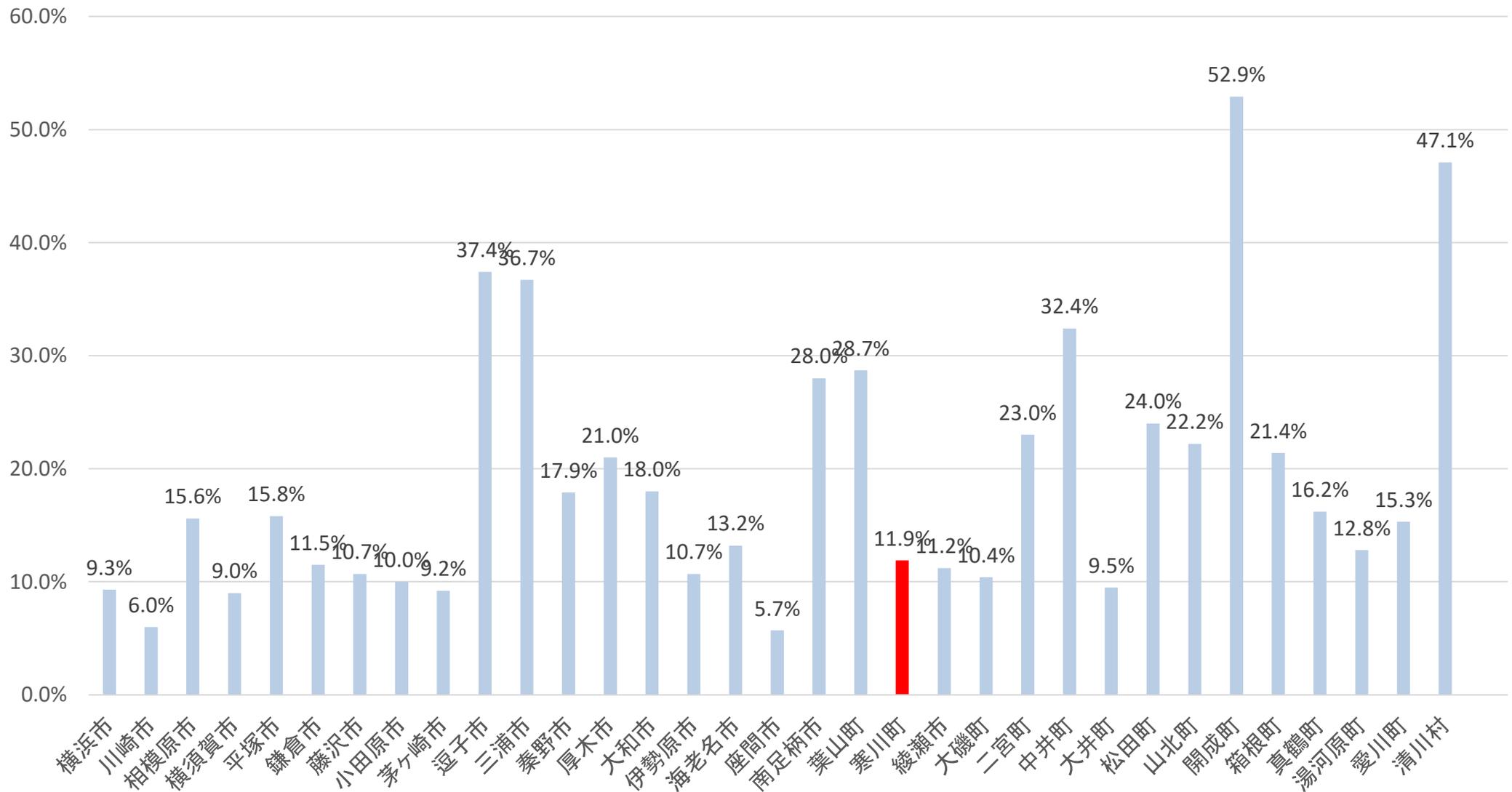
- 健診自己負担金の変更
1,500円→500円
- 受診勧奨ハガキの郵送開始
6月と1月の2回発送



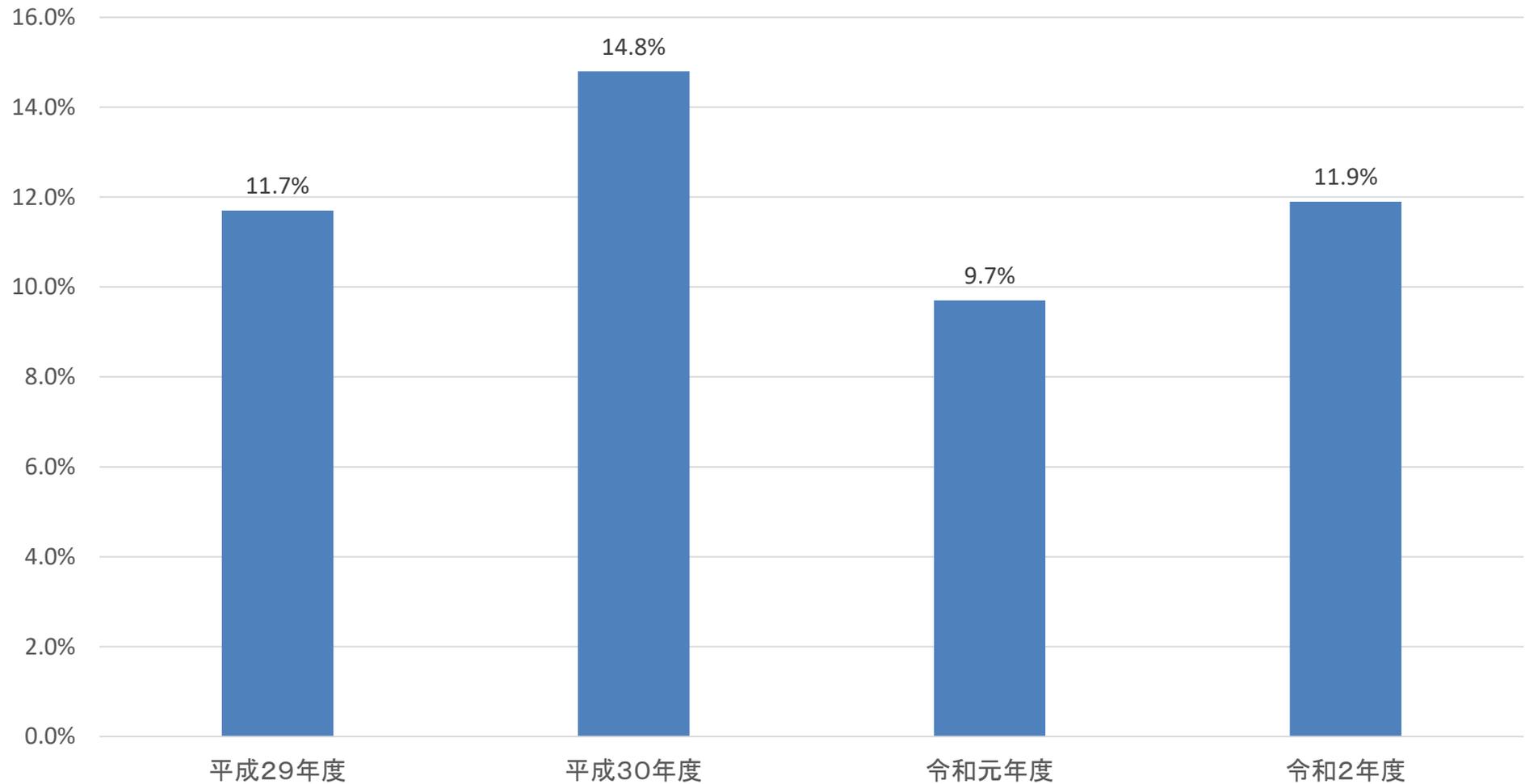
**令和3年度以降も上記継続
医療機関より受診勧奨チラシ配布
新規国保加入者へ勧奨チラシ配布
LINEによる受診勧奨
令和4年7月号広報掲載**

特定保健指導実施率

県内自治体令和2年度保健指導実施率



寒川町特定保健指導実施率



保健指導率について

R1年度は11月から保健指導を開始したが、4月以降はコロナにより保健指導が全て中止

R2年度向上理由

- ・医療機関より保健指導勧奨のチラシを配布
- ・コロナで中止の回もあったが、より丁寧な保健指導を意識し、脱落を少なくした。



令和3年度以降も上記継続

令和4年7月号特集記事の広報掲載

2月追加健診の保健指導者への手紙の見直し

コロナで中止の回の内容を手紙にて案内し、継続意識の向上を目指した

◆ 令和4年度国民健康及び後期高齢者医療保険加入者を対象とした保健事業の概要
 (新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。)

	特定健康診査	眼底検査	特定保健指導	高血圧重症化予防 保健指導	受診勧奨	かながわ糖尿病 未病改善モデル事業
実施期間	6/13(月)～8/31(水) 追加2/1(水)～2/28(火)	6/13(月)～10/31(月) 追加2/1(水)～3/31(金)	11月から	6月から	9月から	7月から
対 象	40歳～74歳の国保加入者 (S22.9.1～S58.4.1生まれ)		積極的支援及び 動機づけ支援該当者	令和3年度の健診結果で 町が定める基準値以上 の者	令和4年度特定健診の 結果、血圧と血糖値に おいて、受診が必要と 考えられる者	令和2年度特定健診及 び医療機関未受診であ り、過去4年間で特定健 診において糖尿病基準 に該当または糖尿病レ セプトと判定された者
内 容	基本的項目(問診、身体・血圧測定、血液検査、 尿検査)詳細項目(心電図、眼底、貧血、腎機能 検査)追加項目(尿酸)		生活習慣病発症予防の ための生活指導	・放置、治療中断者に対 し、受診勧奨を行う ・検査数値が重症化基準 以上の場合において 生活指導を行う	対象者へ受診勧奨 及び保健指導	対象者へ受診勧奨 及び保健指導
自己負担金	500円 (住民税非課税世帯は無料)		無 料			
健診票の提出	<u>10/31(月)</u> ※追加3/10(金)	<u>11/30(水)</u> ※追加4/7(金)				
受診券発送 利用勧奨	6月初旬に対象者へ受診券、 健診票を発送予定		保健師、管理栄養士が 利用勧奨を行い、希望者に実施する			